

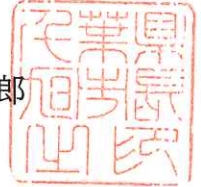
一般廃棄物処理業等許可証

住 所 千葉県佐倉市大作 2-2-1
氏 名 株式会社佐倉環境センター
代表取締役 小出 英昭
電話番号 0479-85-7691

令和 6 年 8 月 9 日付けで申請があった一般廃棄物処分量については、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条の規定により、次のとおり許可します。

令和 7 年 1 月 9 日

旭市長 米本弥一郎



1. 許可番号 旭市第 2024001 号
2. 許可期間 自 令和 7 年 1 月 9 日から
至 令和 9 年 1 月 8 日まで
3. 営業の区域 旭 市
4. 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物
※東総地区クリーンセンターで受け入れられない廃棄物であって、破砕による処分が可能な固形物に限る
(品目)
アルミサッシ、石 (石臼)、エレクトーン、オートバイ、オルガン、温水器、かわら、金庫、建築・建設廃材、コンクリートブロック、サーフボード、サイディング、システムキッチン、自動車部品、砂利、石膏 (石膏ボード)、セメント、タイヤ、太陽熱温水機、タイル、電気温水器、電動カート、電動車いす、ドラム缶、塗料、パレット、ピアノ、家庭園芸用ビニール、肥料の袋、プレハブ、風呂釜、便器、ボイラー、ポンプ、浴槽、レンガ、樹木・枝・竹、スプリングマットレス
5. 営業内容 一般廃棄物の破砕による中間処理

【裏面につづく】

6. 許可条件

- (1) 一般廃棄物処理施設に管理責任者を配置し、作業員の安全管理に十分配慮する。
- (2) 処理施設を一般廃棄物の処理の用途に供するほか、他の用途に供してはならない。
- (3) 処理施設の入口には、次に掲げる事項を記載した看板を標示する。
 - (ア) 商号又は法人名
 - (イ) 許可番号
 - (ウ) 取扱廃棄物の種類及び業務内容
 - (エ) 事業所の所在地並びに氏名又は代表者名
- (4) 処理施設は、常に整備及び点検をし、良好で清潔な状態を保つように努める。
- (5) 許可を受けた業務を他人に委託又は代行させてはならない。
- (6) 事業所から発生する騒音、振動、悪臭等の抑制に努め、周辺住民の環境保全に十分配慮すること。
- (7) その他業務の遂行にあたっては、市長の指示に従うこと。
- (8) 許可条件に違反したときは、許可を取り消す。
- (9) 処分業又は許可取り消しに伴う損失補償等は一切行わない。